

## Press Release

本リリースに関する連絡先:

広報担当 榎原優  
03 6271 9408  
[yu.sakakibara@bakermckenzie.com](mailto:yu.sakakibara@bakermckenzie.com)

### ベーカーマッケンジー、三菱 UFJ 信託銀行による AMP Capital の 全普通株式保有分 15%を 4.6 億豪ドルで売却する案件に関して 法的アドバイスを提供

【東京発 2020 年 8 月 13 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、以下「ベーカーマッケンジー」）は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「三菱 UFJ 信託銀行」）が保有する AMP Capital Holdings Limited（以下「AMP Capital」）の全普通株式保有分 15%を 4.6 億豪ドル（約 345 億円\*）で AMP Holdings Limited に売却する案件に関して法的アドバイスを提供しました。

トランザクション面のリードパートナーを務めた Ben McLaughlin（オーストラリア）および辻本哲郎（東京）は共同で、「このような重要な案件において、三菱 UFJ 信託銀行を代理させて頂き、非常に光栄に思います」と述べました。

辻本哲郎は、「三菱 UFJ 信託銀行は、AMP Capital との間で 2011 年に資本・業務提携契約を締結して以来、AMP Capital の運用商品を日本における機関投資家および個人投資家である顧客へ提供してきました。資本・業務提携契約は終了となりますが、AMP Capital が三菱 UFJ 信託銀行の重要なパートナーであるとの位置付けは変わらないものと理解しています」と述べました。

Ben McLaughlin は、「本案件は、昨年の三菱 UFJ 信託銀行による 41.3 億豪ドルでの First Sentier Investors 買収に続くものです。本案件は、ベーカーマッケンジーが、クロスボーダー、多国籍かつ最先端の金融業界の案件を成功裡に導くことに長けていることの証左となるものである」と加えました。

本案件の金融規制のリードを務めた島田稔夫は、「本案件で三菱 UFJ 信託銀行のチームと関わらせていただいたことを光栄に思います」と述べました。

ベーカーマッケンジーのチームとしては、その他、Lawrence Mendes、Byron Frost、阿部諭、John Walker、Bill Fuggle、Jonathan Kelt、および Will Malouf が本案件に関与しました。

\*1 豪ドル=75 円換算

## 本件における責任者



### 辻本 哲郎

パートナー、コーポレート M&A グループ

03 6271 9495

[tetsuro.tsujimoto@bakermckenzie.com](mailto:tetsuro.tsujimoto@bakermckenzie.com)

東京事務所のコーポレート M&A グループに所属し、M&A（企業買収・再編）案件、並びに関連する会社法および金融商品取引法に関するアドバイスを中心に、15年以上の実務経験を有する。『実践 TOB ハンドブック』、『合併・買収の統合実務ハンドブック』などの出版物や論文の執筆を手がける。2011年から2012年にかけて、ベーカー・マッケンジー シカゴ事務所およびシドニー事務所での勤務経験を持つ。



### 島田 稔夫

パートナー、銀行・金融グループ

03 6271 9692

[toshio.shimada@bakermckenzie.com](mailto:toshio.shimada@bakermckenzie.com)

東京事務所の銀行・金融グループに所属し、銀行・金融取引、証券取引、企業法務全般を取り扱う。弁護士となる以前は、大手総合電機メーカーに勤務。2008年から2010年にかけて、大手銀行英国現地法人、大手信託銀行に出向し、プロジェクト・ファイナンス案件、証券化・流動化案件等に従事。東京弁護士会に所属し、ニューヨーク州弁護士資格も有する。

## ベーカー・マッケンジーについて

ベーカー・マッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。70年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー・マッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー・マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

